



2026 年 7 月 24 日

各 位

東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 1 号
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 齊 藤 恭 彦
(コード番号 4 0 6 3)

問 合 せ 先 :

執 行 役 員 笠 原 俊 幸
TEL(03)6812-2350

**自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ
(コミットメント型自己株式取得 (FCSR) による自己株式取得)**

当社は、2026 年 4 月 28 日に公表した『自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)』のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、2027 年 4 月 27 日を期限とする 2,500 億円の自己株式取得に係る事項を決議しました。そのうち約 527 億円の自己株式取得は、2026 年 5 月 20 日に公表した『自己株式の公開買付けに関するお知らせ』及び 2026 年 6 月 18 日に公表した『自己株式の公開買付けの結果に関するお知らせ』のとおり、既に完了しています。本日、残りの約 1,973 億円について具体的な取得方法を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、財務規律をもって事業収益の拡大に邁進し、その成果を株主の皆様適切かつ安定的に還元させていただくことを基本方針としています。

資本政策は、自己資本利益率や資本コストに注意を払いながら取り組んでいます。株主還元はその中核であり、総還元性向も考慮し、自己株式取得については、株価水準やその他の事情を踏まえ機動的に実施してきました。その一環で自己株式の取得を行うものです。

2. 取得の方法

コミットメント型自己株式取得 (FCSR) 方式 (後述) を前提に、2026 年 7 月 29 日から 2026 年 8 月 4 日までの間のいずれかの取引日において、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付け (以下「本買付け」という。) の委託を行う予定です。詳細は決定次第、お知らせします。

今回の取得において、野村證券株式会社 (以下「野村證券」という。) より、売付注文がなされる予定となっていますが、後述のとおり、野村證券からの取得分に関しては、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格相当 (詳細は後記のとおり) になるよう、後日、当社株式を用いた調整を行うため、最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数 (予定)	約 1,973 億円を本買付けにおける買付価格（以下「本買付価格」という。）で除した株式数（単元未満株式は切り捨てる。） ※本買付価格は、本買付けを実施する日の前取引日の東京証券取引所における終値（最終特別気配値を含む。）
(3) 株式の取得価額の総額	上記（2）の「取得する株式の総数（予定）」に本買付価格を乗じた額
(4) 取得予定日	2026 年 7 月 29 日から 2026 年 8 月 4 日までの間のいずれかの取引日（以下「本買付日」という。）
(5) 取得結果の公表	取引終了後に取得結果を公表する

（参考）2026 年 6 月 30 日時点の発行済株式総数および自己株式数

発行済株式総数 (自己株式を除く)	1,859,694,761 株
自己株式数	125,301,104 株

4. コミットメント型自己株式取得（Fully Committed Share Repurchase）（以下「FCSR」という。）

当社は、今回の自己株式取得を実施するにあたり、コミットメント型自己株式取得（FCSR）が、約 1,973 億円の自己株式取得を確実に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断しました。

当社はまず、本買付日にToSTNeT-3により、自己株式を取得します。

本買付けにあたっては、野村證券が当社株主から借株をした上で、売付注文をする予定です。野村證券は本買付け後に、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定であると聞いていますが、野村證券が行う当社株式の取得に関して、当社と野村證券との間で締結された契約はありません。

次に、本買付けにおいて当社が野村證券から取得した株式数（以下「総取得済株式数」という。）に対しては、以下の 2 つの調整期間中に順次、それぞれ総取得済株式数の 2 分の 1 の株式数（以下、各調整期間における「取得済株式数」という。）について、取得株式数の調整（以下「本調整」という。）を行います。本調整により、各調整期間につき、当社の実質的な取得単価は本買付日の翌営業日から本調整の実施日（新株予約権の行使日又は行使が行われない旨の通知を受けた日）の前日までの各取引日の当社株式の VWAP（出来高加重平均価格）の算術平均値に、以下の各調整比率を乗じた価格（以下「平均株価」という。）となります。なお、上記の取得済株式数は、本買付けにおける野村證券による売付注文の約定額に応じて決定されますので、本買付けの取得結果とあわせてお知らせします。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

調整期間は以下の期間であり、それぞれの期間に適用される調整比率に基づく平均株価で取得株式数の調整が行われる予定です。調整が行われた際には、個々に調整の内容をお知らせする予定です。

調整期間①：2026年8月12日から2026年12月11日まで 調整比率 98.493%

調整期間②：2026年8月12日から2027年1月29日まで 調整比率 97.984%

当社は本調整を行うために、野村キャピタル・インベストメント株式会社（NCI）（以下「新株予約権者」という。）に対して2個の新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当て、各調整期間を各新株予約権の行使可能期間として、①平均株価が本買付価格よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、本買付けで取得した当社株式の一部を新株予約権者に交付し、逆に、②平均株価が本買付価格よりも低い場合は、新株予約権者から当社株式を無償で取得することで、本買付けにおいて野村証券から買付けた金額の2分の1の額により各平均株価で当社株式を取得した場合の株式数の総数が当社の野村証券からの最終的な取得株式数となります。

【コミットメント型自己株式取得（FCSR）において当社が発行する各新株予約権に関して】

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026 年 8 月 10 日
(2) 新株予約権の総数	2 個（各調整期間につき 1 回号 1 個とする。）
(3) 払 込 金 額	各新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：約 1,973 億円を本買付価格で除した株式数（単元未満株式は切り捨てる。）（上限） ※上限の潜在株式数は、本買付けにおいて、一般の株主の皆様からの売付注文が無く、かつ平均株価取得株式数がゼロとなった場合を前提とした株式数
(5) 行使時の出資金額	1 円
(6) 行使時の交付株式数 の 算 定 方 法	交付株式数＝（i）取得済株式数－（ii）平均株価取得株式数 ※単元未満株式は切り捨て、0 を下回る場合には 0 株とする。 （i）「取得済株式数」は、本買付けに際して、当社が野村證券から買い付けた株式数の 2 分の 1 の株式数（1 株未満については切り捨てる。）とする。 （ii）「平均株価取得株式数」は、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数（1 株未満については切り捨てる。）とする。 $\text{平均株価取得株式数} = \frac{\text{①自己株式買付金額}}{\text{②平均株価}}$ ① 「自己株式買付金額」は、本買付けに際して、当社が野村證券から買い付けた金額の 2 分の 1 の金額（1 円未満は切り捨てる。）とする。 ② 「平均株価」は、下記ⅠにⅡを加えた数値をいう（円位未満小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を切り捨てる。）。なお、以下、特段の記載のない限り、期間の計算にあたっては、始期及び終期とされている日を含むものとする。 Ⅰ. 各平均株価算定期間の各取引日において Bloomberg L.P. が提示する 4063_JT Equity AQR の画面（またはそれに代わる画面もしくはサービス）に表示する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値（売買高加重平均価格（VWAP）が表示されない日は計算に含めない。）に各調整比率を乗じた価格。 「各平均株価算定期間」とは、本買付日の翌営業日から

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	各新株予約権の行使日の前日までの期間をいう。 II. 当該本新株予約権に応じ、それぞれ以下のとおり算定される金額 (ア) 第 27 回新株予約権 増加配当額×（当該各配当に係る権利落ち日から 2026 年 12 月 10 日までの取引日の日数）÷（本買付日の翌営業日から 2026 年 12 月 10 日までの取引日の日数）の累計 (イ) 第 28 回新株予約権 増加配当額×（当該各配当に係る権利落ち日から 2027 年 1 月 28 日までの取引日の日数）÷（本買付日の翌営業日から 2027 年 1 月 28 日までの取引日の日数）の累計 「増加配当額」とは、本買付日から行使請求日の前取引日までのいずれかの日を権利付最終日とする、当社普通株式に係る金銭による剰余金の配当（会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行使請求日の前取引日までに行われるものに限る。）における一株あたりの各配当額のうち、2027 年 3 月期の中間配当については 53 円を超える部分（それ以外の配当がなされた場合にはその金額）をいう。 ③ 調整比率は、新株予約権 27 回号は 98.493%、新株予約権 28 回号は 97.984%
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村キャピタル・インベストメント株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	当社は、割当予定先との間で、割当予定先が各新株予約権の行使を行わない場合、株価の状況に応じて割当予定先から一定数の当社株式を無償で取得する予定です。詳細については、別記「2. 本新株予約権の特徴」、および別記「3. 割当予定先等 (3) その他」をご参照ください。

2. 本新株予約権の特徴

- (1) 本新株予約権の構成、行使により交付される株式数および行使の際に払い込まれる出資金額
- ・本新株予約権は全 2 回号で構成されており、発行される新株予約権の数は 2 個です。
 - ・交付株式数は、平均株価の水準に応じて増減し、本日の終値よりも平均株価が上昇するほど交付株式数が増加する仕組みとなっています。
 - ・行使の際に払い込まれる出資金額は、各回号とも 1 円です。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 発行条件の確定

- ・ 交付株式数の算定に用いられる、取得済株式数、自己株式買付金額は本買付日に当社が実施する ToSTNeT-3 の結果によって確定します。ToSTNeT-3 において株主の皆様からの売付注文があった場合は、その額だけ事後調整を要する対象株式数が減ることとなり、交付株式数の数量が減額されることになります。

(3) 本新株予約権の行使可能期間

- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、新株予約権 27 回号は 2026 年 8 月 12 日から 2026 年 12 月 11 日までの期間、新株予約権 28 回号は 2026 年 8 月 12 日から 2027 年 1 月 29 日までの期間です。

(4) 本新株予約権の取得

- ・ 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の取得を可能とする旨の条項は付されていません。

(5) 行使が行われない場合の当社株式の追加取得

- ・ 割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、各回号毎に当社にその旨を通知し、本買付日の翌営業日から通知日の前日までの間の各取引日における当社普通株式の VWAP の算術平均値に調整比率を乗じた価格が ToSTNeT-3 における自己株式取得価格よりも低い場合は、当社は割当予定先より、その差額に応じた株式数の当社株式を無償で取得することになっています。

3. 割当予定先等

(1) 割当予定先の概要 (2026 年 3 月 31 日現在)

① 商 号	野村キャピタル・インベストメント株式会社																														
② 本 店 所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号																														
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 村上 朋久																														
④ 事 業 内 容	貸金業																														
⑤ 資 本 金 の 額	500 百万円																														
⑥ 設 立 年 月 日	1999 年 11 月 4 日																														
⑦ 発 行 済 株 式 数	280,000 株																														
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	3 月 31 日																														
⑨ 従 業 員 数	15 名（単体）																														
⑩ 主 要 取 引 先	投資家並びに事業会社																														
⑪ 主 要 取 引 銀 行	野村信託銀行株式会社																														
⑫ 大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%																														
⑬ 当 社 と の 関 係 等	<table><tr><td>資 本 関 係</td><td colspan="2">割当予定先が保有している当社の株式の数：0 株 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株</td></tr><tr><td>人 的 関 係</td><td colspan="2">当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者および関係会社と割当予定先の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td></tr><tr><td>取 引 関 係</td><td colspan="2">当社と割当予定先との間には、取引関係はありません。</td></tr><tr><td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td colspan="2">割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td></tr></table>			資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0 株 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株		人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者および関係会社と割当予定先の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、取引関係はありません。		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																	
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0 株 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株																														
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者および関係会社と割当予定先の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																														
取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、取引関係はありません。																														
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																														
⑭ 最近 3 年間の経営成績および財政状態（単体）	<table><tr><td>決 算 期</td><td>2024 年 3 月期</td><td>2025 年 3 月期</td><td>2026 年 3 月期</td></tr><tr><td>純 資 産</td><td>10,571</td><td>12,189</td><td>6,350</td></tr><tr><td>総 資 産</td><td>139,383</td><td>32,749</td><td>38,669</td></tr><tr><td>1 株 当 たり 純 資 産（円）</td><td>37,755.32</td><td>43,534.78</td><td>22,678.93</td></tr><tr><td>営 業 収 益</td><td>3,696</td><td>3,302</td><td>2,952</td></tr><tr><td>営 業 利 益</td><td>2,664</td><td>2,338</td><td>1,670</td></tr><tr><td>経 常 利 益</td><td>2,666</td><td>2,339</td><td>1,677</td></tr></table>			決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	純 資 産	10,571	12,189	6,350	総 資 産	139,383	32,749	38,669	1 株 当 たり 純 資 産（円）	37,755.32	43,534.78	22,678.93	営 業 収 益	3,696	3,302	2,952	営 業 利 益	2,664	2,338	1,670	経 常 利 益	2,666	2,339	1,677
決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期																												
純 資 産	10,571	12,189	6,350																												
総 資 産	139,383	32,749	38,669																												
1 株 当 たり 純 資 産（円）	37,755.32	43,534.78	22,678.93																												
営 業 収 益	3,696	3,302	2,952																												
営 業 利 益	2,664	2,338	1,670																												
経 常 利 益	2,666	2,339	1,677																												

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当 期 純 利 益	1, 840	1, 618	1, 160
1 株当たり当期純利益(円)	6, 573. 22	5, 779. 46	4, 144. 15
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	25, 000	4, 000

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先、当該割当予定先の役員又は株主が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 株券貸借に関する契約

当社株主と割当予定先との間で株券貸借に関する契約の締結はございません。

(3) その他

当社は、割当予定先との間で締結予定の割当契約において、下記の内容について合意する予定です。

＜本新株予約権の行使が行われない際の当社株式の追加取得＞

割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知し、当社が割当予定先より、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を無償で取得する。

＜割当予定先による本新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の書面による事前承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

4. 本新株予約権の発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権はコミットメント型自己株式取得(FCSR)における調整取引のために発行されるものですが、当社は、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結した割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 山本顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先から一定数の当社株式が無償で提供される等の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、割当予定先が取得するFCSR取引における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動しうる以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権および無償取得条項を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容

を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。また、本新株予約権については、監査役5名全員（うち社外監査役3名を含む。）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められない旨の意見を得ています。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

以上